

議案第 44 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、
議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する
 条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年橋本市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条中橋本市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年橋本市条例第214号)が次の表改正前の欄のように改正される部分を、同表改正後の欄のように改正されるように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 上下水道事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第23号)の規定を準用する。この場合において、同条例第2条中「報酬及び期末手当」とあるのは、「給料、地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び通勤手当」と、同条例第17条第1項後段中「報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)」とあるのは、「給料及び地域手当」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項において準用する橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条から第20条まで及び第23条の規定によって支給すべき報酬の額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給与として支給するものとする。</p> <p>(1) 第12条(同条第4項に規定する規則で定める額に係る部分を除く。) 給料</p> <p>(2) 第12条(同条第4項に規定する規則で定める額に係る部分に限る。) 地域手当</p> <p>(3) 第13条 時間外勤務手当</p> <p>(4) 第14条 夜間勤務手当</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 上下水道事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第23号)の規定を準用する。</p>

(5) 第15条 特殊勤務手当

(6) 第23条 通勤手当

附 則

この条例は、公布の日から施行する。